

重 要

第二種奨学金

返還のてびき

平成20年度(2008年度)

- ・返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- ・奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。

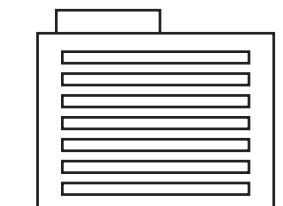


独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

返還を始めるみなさんへ

〈返還の仕組み〉

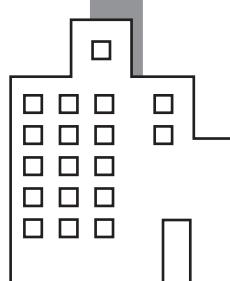
返還金は
後輩の奨学金に!



日本学生支援機構

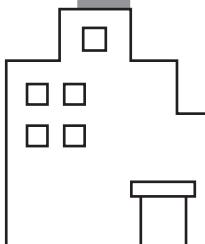
返還金

毎月27日振替



学校

返還が困難になったとき
奨学金返還期限猶予願を提出して
ください →P.14



ゆうちょ銀行
銀 行
信 用 金 庫
労 働 金 庫

転居届・改氏名届
勤務先変更届
変更したらすぐに提出
してください
→P.12

リレー口座
加入申込書
→P.11

返還誓約書

学校が定めた期限まで
に提出してください
→P.1



リレー口座加入手続は
返還誓約書を提出する前に
必ず行ってください。

返還者のみなさん

☆ 返還の手続については、ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

奨学金の返還はリレー口座により行います。

リレー口座とは、奨学金の返還を金融機関の預貯金口座から自動的に引落す口座振替のことです。

必ず全員が加入しなければなりません。

加入手続は簡単

リレー口座加入申込書を金融機関の窓口にご提出いただけます。

確実に返還

口座から毎月自動的に引き落されますので、うっかり返還を忘れてしまうことがなく確実です。振替手数料は無料です。

手間いらずで楽々

一度の手續で済み、毎月金融機関に振込みに行く手間と時間を省けます。

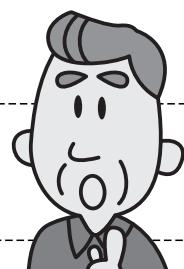
リレー口座
加入手続の時期は??

返還誓約書を提出する前に手續を行ってください！
※返還誓約書に「預・貯金者控」のコピーを添付して学校に提出してください。

第1回目の振替日は??

3月満期者は10月27日！
(月賦返還、月賦・半年賦併用返還を選択した人)
詳しくは → P.8 「Ⅱ 奨学金の返還」を参照

リレー口座とは・・・『みなさんの返還金が後輩奨学生の奨学金としてリレーされる』という意味がこめられています。

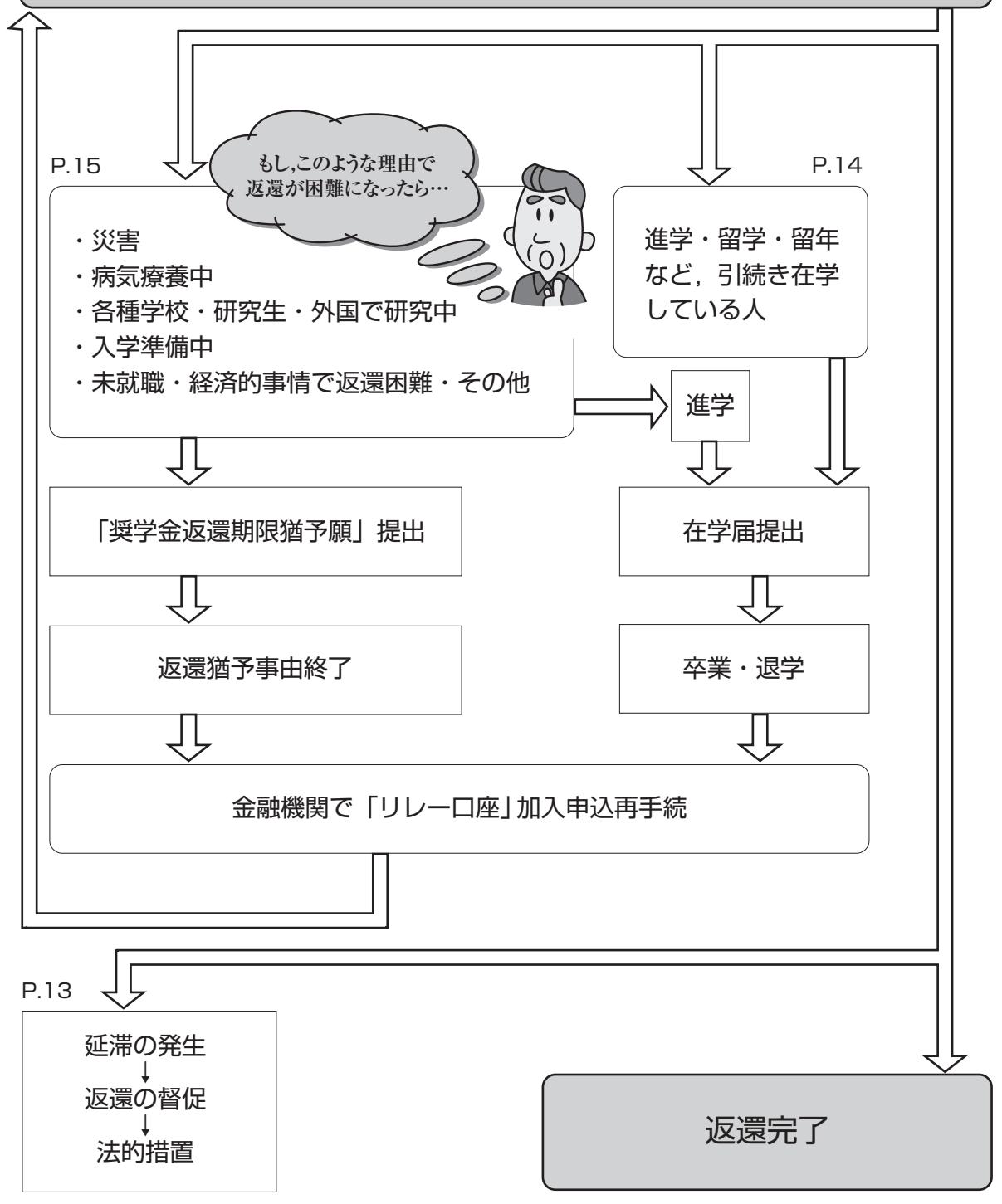


貸与終了から返還完了まで

- ・金融機関で「リレー口座」加入申込手続 →P.11参照
- ・「返還誓約書」提出 →P.1参照
添付：住民票・印鑑証明書・所得の証明・リレー口座加入後の預貯金者控コピー



リレー口座から振替
(年1回、振替案内を送付します)



目 次

I	返還誓約書の記入と提出	1
1.	返還誓約書の記入について	1
(1)	人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件について	1
(2)	親権者・後見人について	1
(3)	人的保証から機関保証への変更について	1
2.	返還誓約書の提出について	1
	返還誓約書記入例 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	2
	返還誓約書記入例 機関保証の場合	5
II	奨学金の返還	8
1.	奨学金の返還方法	8
(1)	割賦方法の選択	8
(2)	返還期日（振替日）	8
(3)	返還期間（回数）	8
(4)	利息と利率	9
(5)	割賦金	11
(6)	延滞金	11
(7)	返還金の充当順位	11
2.	リレー口座による返還	11
(1)	加入手続	11
(2)	口座振替加入通知・返還についてのお知らせ	12
(3)	振替案内	12
(4)	振替不能になった場合	12
(5)	リレー口座の変更	12
(6)	返還完了通知	12
3.	住所変更・連帯保証人変更・保証人変更	12
(1)	転居・改氏名・勤務先（変更）届	12
(2)	連帯保証人、保証人変更届	12
4.	返還金の督促	13
5.	返還期限猶予	14
(1)	在学猶予	14
(2)	一般猶予	15
6.	繰上返還	16
7.	返還期間（回数）の変更	16
(1)	本機構で複数の奨学金の借用を受けた場合	16
(2)	期間短縮をする場合	16
8.	外国からの返還	17
9.	返還の免除	18
III	機関保証制度について	19
	各種願用紙	20
	返還のおぼえ	卷末
	寄附金募集のご案内	卷末

I 収還誓約書の記入と提出

「返還誓約書」は、借用金額と保証関係および今後の返還方法を確認するためのもので、「人的保証用」と「機関保証用」があります。学校の指示に従い、必要事項を漏れなく記入押印のうえ必要書類を添えて、必ず提出してください。併用貸与を受けた人はそれぞれの返還誓約書を提出してください。

1. 収還誓約書の記入について

人的保証の場合は2頁～4頁の記入例、機関保証の場合は5頁～7頁の記入例を参照のうえ、必要事項を記入欄に記入してください。

なお、返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は、学校の指示を受けて記入してください。

(1) 人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件について

① 連帯保証人

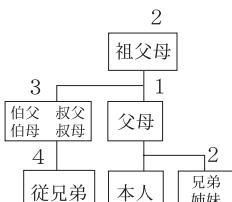
奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等にしてください。未成年者等保証能力がない人は認められません。

② 保証人

本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。原則として4親等以内の親族（父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこのことです。）のうちで本人及び連帯保証人と別生計の人を選んでください。未成年者等保証能力がない人は認められません。

また、他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、65才以上の人にはさけてください。

※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。その場合、返還保証書〔様式は21頁参照〕及び証明書類の提出が必要になります。



(2) 親権者・後見人について

① 親権者

民法に定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者です。

いずれかがいない場合は一人となります。親権者を記入した場合は（後見人）の字句を2本線で消してください。

② 後見人

民法に定められた未成年者の後見人のことです。後見人を記入した場合は「親権者」の字句を2本線で消してください。

(3) 人的保証から機関保証への変更について

平成16年度以降の採用者で、やむを得ない事情により連帯保証人及び保証人を選任できない場合は、人的保証から機関保証への変更が可能ですので学校に申し出てください。ただし、この場合は、貸与始期に遡り、一括による保証料の支払が必要となります。〔機関保証制度の概要は19頁参照〕

2. 収還誓約書の提出について

返還誓約書は、次の書類を必ず添付して学校の指示する期限までに学校に提出してください。なお併用貸与者（第一種・第二種奨学金を共に貸与された者）は各々の返還誓約書について次の書類の添付が必要となります。

人的保証	機関保証
1.金融機関で手続済の リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー	1.金融機関で手続済の リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー
2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)	2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
3.連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	
4.連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可) ※ 収入に関する証明書の例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等	
5.保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	

返還誓約書記入例

人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 現住所・氏名と印は……連帯保証人・保証人・親権者・後見人は必ず本人の承諾を受け、それぞれ各自に自署、押印してもらってください。ゴム印等は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。金額の数字は一部分だけの訂正是認められません。修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

① 【提出用】第二種（きぼう21プラン）
(借用証書)

借用の明細欄の借用金額（元金）と同じ金額を記入してください。

平成21年3月で満期になる人は平成21年3月31日。
それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を記入してください。

選任の条件・記入方法については1頁参照

連帯保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書を添付してください。

印紙税法第5条により印紙は必要ありません		借用金額	返還誓約書	(借用証書)			
千	百	十	万	千	百	十	円
2400000							
私は、独立行政法人日本学生支援機構第二種学資金を上記のとおり借用いたしました。 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。							
平成21年3月31日 独立行政法人日本学生支援機構理事長殿							
記住所 姓 名	⑦162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7	印	機構 明子	昭和 平成 61年10月27日生	機構		
連 帯 保 証 人 姓 名	⑦162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7	印	機構 幸次	大正・昭和 平成 32年11月18日生	機構		
保 証 人 姓 名	⑦530-6000 大阪府大阪市北区神山町1-31	印	葉學一郎	昭和 平成 3年8月1日生	一葉 郎		
注 ①奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びレコード座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。 ②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5、「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。 ③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。 あわせて裏面の6、「保証人」の欄にも必ず記入してください。							
(以下は未成年のみ記入してください。)							
親権者 (父) 後見人 姓 名	⑦	印					
親権者 (母) 姓 名	⑦	印					

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものとして計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

平成19年度以降採用者については借用年利率の下に利率の算定方法（「利率固定方式」又は「利率見直し方式」）が印字されます。

初回入金年月…最初に奨学生が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学生が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学生の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。

「確認書」で届出た人です。変更届があった場合は変更後の連帯保証人を印字しています。ただし採用された年によっては印字されていない場合があります。

1. 借用の明細

奨学生番号		氏名 機構 明子		2	
百	十	一	記号	万	千
8	0	5	0	4	2
校名	東都		(専修学校)	大学・大学院	教育
借用金額	2400000	円	借用年利率	1.40687500	%
利息額	1.280011	円	借用手数料	2.280692	円
初回入金年月	2005年 5月	最終入金年月	2009年 2月	満期	以前に借用した奨学生番号
借用始期年月	2005年 4月分	借用終期年月	2009年 3月分	借用手数料	60200555555
の明細	48月	50000円	借用手数料	2400000円	

注 ①上記の利息額の1.は月賦返還、2.は併用返還を選択した場合です。
②利息額は本誓約書作成月（右下に印字：例XX/XX/XX）の前月までは確定した利率、作成月以降の貸与期間における借用年利率は未確定のため上限利率である年3.0%で仮計算してあります。

2. 返還の方法

割賦方法	返還期日	返回事数	初回割賦金	通常割賦金	最終割賦金	割賦金合計 (利息を含む返還額)
1.月賦返還	毎月27日	180回	14889円	14889円	14880円	2680011円
2.併用返還	毎月27日	180回	7444円	7444円	7489円	1339965円
	半年後毎年1月と7月の27日	30回	44690円	44690円	44717円	1340727円

注 ①月賦返還および併用返還の月賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息（据置期間利息）は毎回の割賦金に均等に加算してあります。併用返還の半年賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の27日までの利息（据置期間利息）は毎回の割賦金に均等に加算してあります。②初回割賦金及び最終割賦金は端数調整により通常の割賦金と異なることがあります。

3. 届出済連帯保証人と住所

連帯保証人 機構 幸次 様
住所 神奈川県 横浜市 緑区 長津田町4259 S-3

805 04 222222 1

コード番号
学校番号 109990
区分 00
学部・研究科・学科 2006
08/09/01-0000001

↑上の枠部分は機械処理するため記入しないでください。

機械印字されていない場合は学校の指示を受けて該当事由に○をつけてください。

「満期」…卒業・修了及び貸与期間満了のことです。

「辞退」…奨学生を必要としなくなり、その旨届出したことです。

「退学」

「廃止」…「奨学生継続願」を提出しないこと及び学則により退学・除籍の処分を受けたこと等により奨学生の資格を失うことです。

「死亡」

「その他」

- 府県名と市名が同じもの、及び札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・堺市・神戸市・北九州市は道府県名を省略してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- 同居先、団地、アパートの棟号、室番は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未決定の人は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら本機構に届出てください。

郵便物が確実に届く住所を記入してください。
卒業後の連絡先が未定の人は連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら本機構に届出てください。

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本勤務先	勤務先名 左内坂商事 株式会社	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
TEL	03-3366-XXXX	

卒業後の連絡先	フリガナ トヨキョウト シンジユクク イチカヤホンムラチョウ	
住所	⑤162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7	
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
携帯電話番号	090-1234-XXXX	
e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx	

5. 連帯保証人

連帯保証人	氏名 機構幸次	生年月日 大正昭和平成 32年11月18日	父母兄姉 ○ 1 2 3 4	本人との関係は該当の数字を○で開み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。
フリガナ	キコウ コウシ	TEL	03-3269-XXXX	
住所	東京都新宿区市谷本村町10-7	携帯電話番号	090-1111-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
勤務先	株式会社機構工業	勤務先TEL	03-3269-XXXX	

6. 保証人（未成年者等保証能力がない人は認められません。）

保証人	氏名 槙学一郎	生年月日 昭和平成 53年8月1日	兄姉 3 4	本人との関係は該当の数字を○で開み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。
フリガナ	ヨウカクイチロウ	TEL	06-6361-XXXX	
住所	大阪市北区神山町1-31	携帯電話番号	090-1212-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
勤務先	(有)返還商事	勤務先TEL	06-2323-XXXX	

学校での点検者印	
----------	--

返還誓約書記入例

機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 現住所・氏名と印は……親権者・後見人は必ず本人の承諾を受け、それぞれ各自に自署、押印してもらってください。ゴム印等は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……
誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。金額の数字は一部分だけの訂正是認められません。修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

① 【提出用】第二種（きぼう21）プラン【機関保証】（借用証書）

借用の明細欄の借用金額（元金）と同じ金額を記入してください。	<p>印紙税法第5条により印紙は必要ありません</p> <p>借用金額 2400000</p> <p>私は、独立行政法人日本学生支援機構第二種学資金を上記のとおり借用いたしました。 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。</p> <p>平成21年3月31日 独立行政法人日本学生支援機構理事長殿 印 ○ 162-0000 03-3269-XXXX 印 ○ 機構正子 機構 注：奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びレコード加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。</p> <p>市区町村で発行された住民票に記載の住所を記入してください。</p> <p>記入方法は1頁参照</p>						
<p>（以下は未成年のみ記入してください。）</p> <table border="1"><tr><td>親権者（父） 後見人</td><td>現住所 氏名</td><td>印</td></tr><tr><td>親権者（母）</td><td>現住所 氏名</td><td>印</td></tr></table> <p>注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいづれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見の方方が自署・押印してください。</p> <p>ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。 この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。</p>		親権者（父） 後見人	現住所 氏名	印	親権者（母）	現住所 氏名	印
親権者（父） 後見人	現住所 氏名	印					
親権者（母）	現住所 氏名	印					

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものとして計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

平成19年度以降採用者については借用年利率の下に利率の算定方法（「利率固定方式」又は「利率見直し方式」）が印字されます。

初回入金年月…最初に奨学金が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。

保証料総額（予定）は借用期間終了までに支払う額です。ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴収した金額（予定）が印字されており、変更時に一括で支払った金額は含まれておりません。

1. 借用の明細				氏名 機構 正子				2		
				(フリガナ) キコウ マサコ				C/D		
百	十	一	記 号	万	千	百	十	性 別	男 *女	
8	0	5	0	4	9	9	9	生年月日	1986年 8月 3日	
学校名 (専修学校)				東都				(大学・大学院)	教育	
				高等専門学校				研究科 学部 学科		
借 用 金	借 用 金 領	利 息 額	借 用 期 間 終 了 事 由	*	満 期	辞 退	退 学	廢 止	死 亡	そ の 他
	2400000 円	1,40687500 %	1. 280011円 2. 280692円	*						
初回入金年月	2005年 5月	～	最終入金年月	2009年 2月	以前に借用した奨学生番号					
借用始期年月	2005年 4月分	～	借用終期年月	2009年 3月分	借用年数	48月	借用月額	50000円	借用金額	60200888888

注 ①上記の利息額の1.は月賦返還、2.は併用返還を選択した場合です。
②利息額は本契約書作成月（右下に印字：例XX/XX/XX）の前月までは確定した利率、作成月以降の貸与期間における借用年利率は未確定のため上限利率である年3.0%で仮計算してあります。

2. 返還の方法

- (1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
- (2) 奨学金の返還はゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落しとなります。
- (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返還期日	返回事数	初回割賦金	通常割賦金	最終割賦金	割賦金合計 (利息を含む返還額)
1.月賦返還	毎月 27日	180 回	14889 円	14889 円	14880 円	2680011 円
2.併用返還	毎月27日 半年賦分:毎年1月と7月の27日	180 30	7444 44690	7444 44690	7489 44717	1339965 1340727

注 ①月賦返還および併用返還の月賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息（据置期間利息）は毎回の割賦金に均等に加算してあります。併用返還の半年賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の27日までの利息（据置期間利息）は毎回の割賦金に均等に加算してあります。
②初回割賦金及び最終割賦金は端数調整により通常の割賦金と異なることがあります。

805 04 999999 5
(14103543)

↑上の枠部分は機械処理するため記入しないでください。

コード番号	学校番号	109990
	区分	00
	学部・研究科・学科	2006
08/09/01-000001		

★

機械印字されていない場合は学校の指示を受けて該当事由に○をつけてください。
 「満期」…卒業・修了及び貸与期間満了のことです。
 「辞退」…奨学金を必要としなくなり、その旨届出したことです。
 「退学」
 「廃止」…「奨学金継続願」を提出しないこと及び学則により退学・除籍の処分を受けたこと等により奨学生の資格を失うことです。
 「死亡」
 「その他」

- 府県名と市名が同じもの、及び札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・堺市・神戸市・北九州市は道府県名を省略してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- 同居先、団地、アパートの棟号、室番は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。

未決定の人は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら本機構に届出てください。

卒業後の連絡先が未定の人は郵便物が確実に届く住所を記入し、後日、住所が確定したら本機構に届出てください。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、本人の住所・電話番号を照会できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名 勤務先名	左内坂商事 株式会社				
TEL	03-3366-XXXX				
←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。					
フリガナ	トウキョウト シンジュクイチカヤホシムラチヨウ				
卒業後の連絡先 住所	⑦ 162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7				
TEL	03-3269-XXXX				
←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。					
携帯電話番号	090-1234-XXXX				
e-mail アドレス	kikou@xxxx.xx.xx				

4. 本人以外の連絡先

本人以外の連絡先 氏名	キコウ コウシ					本人との関係は該当の数字を○で開み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。			
						生年月日	父	母	兄姉
						大正昭和平成 T ○ H	32年11月8日	①	2 3 4
フリガナ	トウキョウト シンジュクイチカヤホシムラチヨウ								
住所	⑦ 162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7								
TEL	03-3269-XXXX					←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。			
携帯電話番号	090-1111-XXXX								

注 ①被学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者または後見人の方を記入してください。
 ②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。
 ③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することができます。

学校での
点検者印

II 奨学金の返還

1. 奨学金の返還方法

(1) 割賦方法の選択

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。返還しやすい方法を選択してください。

- ア 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落します。
- イ 併用返還……借用金額を二分して得た割賦金を月賦分は上記アで、半年賦分は6か月ごとに引き落します。

なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 返還期日（振替日）

振替（引落し）日は次のとおりです。

返還方法	1回目の振替日	2回目以降
月賦返還	3月満期者は2009年10月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
月賦分 併用返還	3月満期者は2009年10月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
半年賦分	3月満期者は2010年1月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて6か月経過後の1月または7月のいずれか早い月の27日	1月及び 7月の27日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落します。

(3) 返還期間（回数）

割賦方法に応じた返還回数は、下記のようになります。

〔例. 借用金額 2,400,000円の場合〕

- ア 月賦返還……返還回数は借用金額を基礎額（16頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た年数の12倍です。

$$2,400,000 \div 160,000 = 15.0\text{年} \quad 15\text{年} \times 12 = 180\text{回} \text{となります。}$$

- イ 併用返還……月賦分の返還回数は上記アと同じです。

半年賦分の返還回数は借用金額を基礎額（16頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た年数の2倍です。

月賦分 15年×12=180回となります。

半年賦分 15年×2=30回となります。

なお、第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受け、借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

(4) 利息と利率

利息は、在学中は無利息ですが、借用期間終了の翌月から課されます。なお、返還期限猶予中の場合は課されません。

利率の算定方法は、平成19年3月以前に採用された人と平成19年4月以降に採用された人の間では異なります。

①平成19年3月以前に採用された人

利率は、貸与中の振込口座への入金日の適用利率を利率ごとに加重平均したものです。適用利率は年3%を上限としますが、本機構が国から借入れる財政融資資金（以下「財投」という。）及び本機構が発行する日本学生支援債券（以下、「債券」という。）が3%未満の範囲で変動したときは、その利率が適用されます。

なお、私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人又は法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率及び入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の返還利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という。）を加重平均して決定します。平成19年3月以前に採用された人の増額貸与利率は、入学年度によって下記のように異なります。

平成13年度入学者	3.0%	平成16年度入学者	1.5%
平成14年度入学者	2.3%	平成17年度入学者	1.2%
平成15年度入学者	1.8%	平成18年度入学者	1.2%

②平成19年4月以降に採用された人

ア. 利率算定方法選択制

利率は、奨学金を申し込む際に「確認書」で選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。（奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届出た場合は、最後に届出した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。）いずれの方式も基本月額に係る利率は年3%が上限です。

なお、利率の算定方法は貸与終了後に変更することはできません。

イ. 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

「利率固定方式」：貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（固定利率の財投）の利率が返還完了まで適用されます。

（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

「利率見直し方式」：貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（5年利率見直しの財投）の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く。）に各時点の財投の利率が適用されます。

（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

ウ．増額貸与利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人又は法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率及び入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定しますが、その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、平成19年4月以降に奨学生として採用された人から次のとおりとします。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します（年3%が上限です）。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

エ．利率の見直しについて

利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは下表のとおり行われます。（返還期間によっては見直しが第3回目まで行われずに返還完了になることがあります。）

ただし、在学期間、返還期限猶予期間は利率の見直しを行うまでの期間からは除かれますので、利率の見直し時期は、在学期間、返還期限猶予期間がある場合は、当該期間分ずれることになります。

なお、利率を見直した際にあらためて見直された利率及び割賦金を文書でお知らせします。

i) 平成20年4月から平成21年3月までに貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	3月満期者 …平成21年4月1日 その他の人 …貸与終了の翌月1日	3月満期者 …平成21年4月1日 その他の人 …貸与終了の翌月1日	平成26年3月27日
見直し第1回目	平成25年12月	平成26年3月28日	平成31年3月27日
見直し第2回目	平成30年12月	平成31年3月28日	平成36年3月27日
見直し第3回目	平成35年12月	平成36年3月28日	返還完了日

ii) 平成21年4月以降に貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日	貸与終了の翌月1日	平成27年3月27日
見直し第1回目	平成26年12月	平成27年3月28日	平成32年3月27日
見直し第2回目	平成31年12月	平成32年3月28日	平成37年3月27日
見直し第3回目	平成36年12月	平成37年3月28日	返還完了日

※ 平成21年4月以降に貸与が終了した人は平成22年3月満期者と同時に利率を見直すため、平成21年3月までに貸与終了した人とは見直し時期が1年異なります。

(5) 割賦金

借用金額に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で除した額を上乗せした額が割賦金となります。

なお、併用返還の場合は借用金額を二分し、月賦分・半年賦分の借用金額で割賦金を算出します。

※「据置期間利息」

据置期間中に賦課される利息のことです。

ア 月賦返還の場合

借用期間終了の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息

[例] 借用期間終了2009年3月 初回返還期日2009年10月27日の場合

据置期間 2009年4月1日～2009年9月27日

イ 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

借用期間終了の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の月の27日までの利息

[例] 借用期間終了2009年3月 半年賦初回返還期日2010年1月27日の場合

据置期間 2009年4月1日～2009年7月27日

(6) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(7) 返還金の充当順位

返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息、元金の順となります。

2. リレー口座による返還

奨学金の返還は、金融機関の口座からの自動引き落しにより行われます。口座振替により、多くの返還者の返還を迅速、確実に行うことができます。

口座振替による返還を日本学生支援機構では「リレー口座」と呼んでいます。返還誓約書を学校に提出する前に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続をしてください。加入手続後「預・貯金者控」のコピーを返還誓約書に添付して学校に提出してください。

(1) 加入手続

奨学金の返還は、全員リレー口座により行っていただきます。取扱金融機関は下記のとおりです。返還誓約書提出前に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続を行ってください。

〔取扱金融機関〕ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、
信託銀行、信用金庫、労働金庫

※ 信用組合・農業協同組合・外国銀行・その他一部銀行（新生銀行、セブン銀行など）では取り扱っておりません。

ア 「日本学生支援機構奨学金返還自動払込利用申込書・日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書」（以下「リレー口座加入申込書」という。）によって、金融機関の窓口で加入手続をしてください。複数の奨学生番号がある場合は全て同時加入することになりますが、申込用紙には採用年度の新しい奨学生番号を記入してください。

イ 加入者は「預・貯金者控」だけを受け取ってください。

なお、その際に、取扱店の受付印が押されていることを確認してください。

ウ 振替手数料は無料です。

※ 奨学金を受けていた口座をリレー口座として利用することができます。

ただし、「リレー口座加入申込書」で改めて加入手続をする必要があります。

(2) 口座振替加入通知・返還についてのお知らせ

リレー口座加入後「口座振替加入通知」で返還の明細をお知らせします。振替開始月、振替口座等、必ずご確認いただき、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。
「口座振替加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。（3月満期者は8月上旬頃送付します。）

人的保証の場合は、連帯保証人宛に「返還についてのお知らせ」を送付し、確定した借用利率、割賦金等についてお知らせします。

(3) 振替案内

毎年1回、月賦返還は4月、併用返還は7月に残額と次回振替額を記した「振替案内」を送付します。

(4) 振替不能になった場合

残高不足により請求額を引き落すことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落します。延滞金も課されます。

また、「振替不能通知」の送付、及び本機構が業務を委託した債権回収会社からの電話により次回の振替についてお知らせします。

(5) リレー口座の変更

ア 口座を変更する場合

金融機関、口座名義人、口座番号を変更する場合は、改めて金融機関の窓口で申込手続を行ってください。申込用紙は本機構（裏表紙参照）に請求してください。申込後、新口座からの振替月日を「振替開始通知」でお知らせします。

※ 新口座からの振替開始までに2~3か月程度かかります。新口座からの振替が開始するまでは旧口座から引き落しますので解約をしないでください。

イ 口座の名義を変更した場合

本機構（裏表紙参照）に連絡してください。

(6) 返還完了通知

返還が完了したときは「返還完了通知」を本人宛に送付します。

3. 住所変更・連帯保証人変更・保証人変更

住所等に変更があった場合は必ず届出してください。届出がない場合、本機構からの重要な通知が届かなくなります。

なお、下記（1）の届については、郵送、電話、FAXで届出ください。（2）の届については本機構所定の様式【23、24頁参照】で提出してください。

(1) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む。）【様式は22頁参照】

なお改氏名に伴いリレー口座の口座名義も変更になる場合は、本機構までご連絡ください。

(2) 連帯保証人、保証人変更届【様式は23、24頁参照】

連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合は届出ください。

ア 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。

※ 収入に関する証明書の例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等

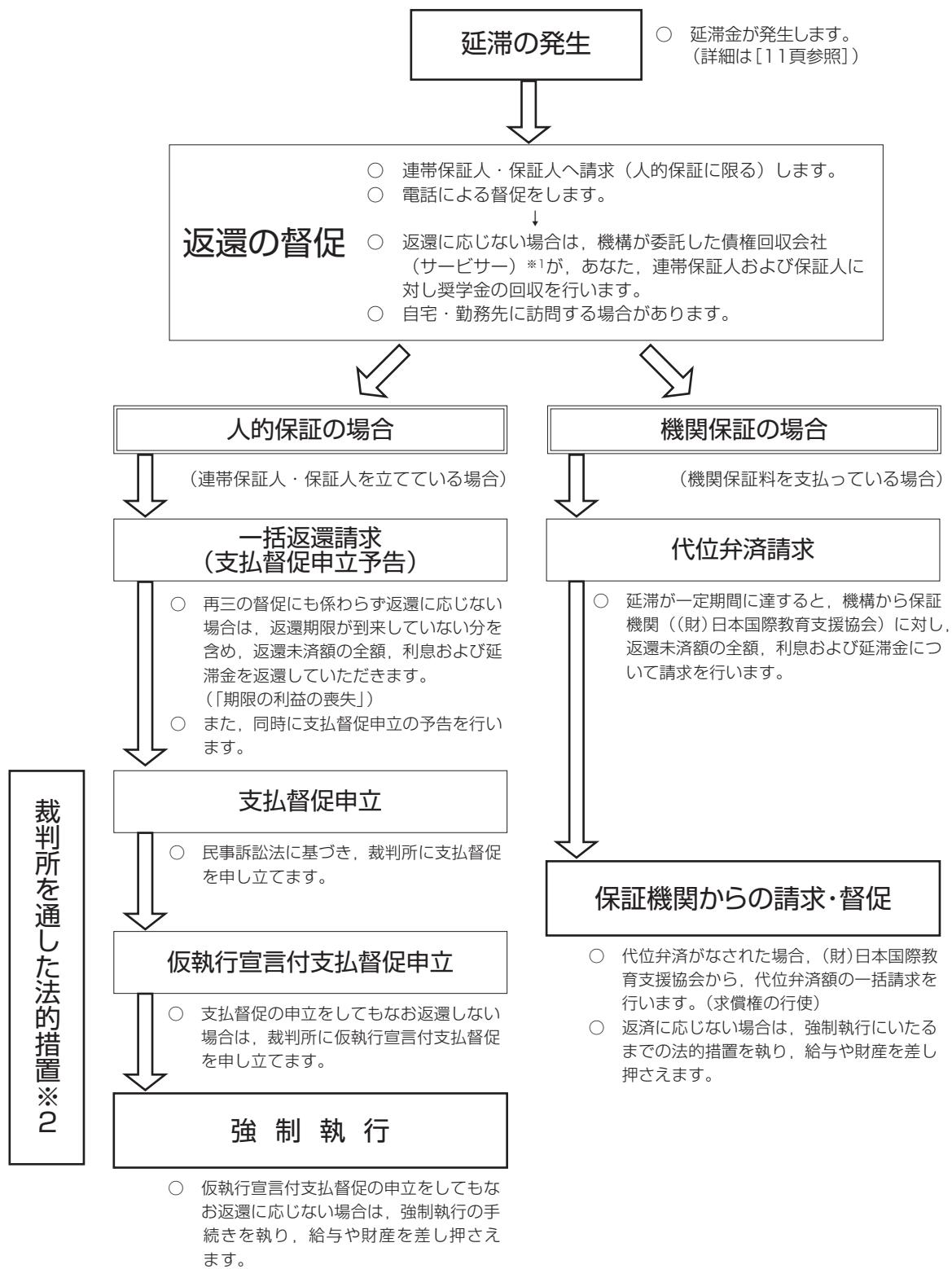
イ 保証人を変更する場合

新たに保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書を添付してください。

※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人、保証人に変更する場合は、奨学生番号ごとに返還保証書【様式は21頁参照】の提出が必要になります。

4. 返還金の督促

返還はあなたが責任をもって行わなければなりません。返還に応じない場合は、下記の表のとおり督促および法的措置をとります。



*1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービスサー」と呼ばれるものです。

*2 支払督促以降に生じた費用は、あなたの負担になります。

5. 返還期限猶予

返還期限が猶予されることがあるのは次の場です。返還期限猶予を希望する場合はすみやかに所定の手続をしてください。猶予期間中は無利息です。

なお、返還期限猶予期間が終了したら「リレー口座」の再加入手続をしてください。

但し、金融機関に確認し、前回加入したリレー口座が使用できる場合は、再申込の必要はありません。

(1) 在学猶予

大学・大学院などに在学中は「在学届」〔様式は27頁参照〕、外国に留学中は「奨学金返還期限猶予願」〔様式は28頁参照〕と「在学証明書（日本語訳を添付）」の提出により返還期限が猶予されます。

なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国に留学する場合は「在学届」のみ提出してください。

下記の事由が発生した場合は、すみやかに手続をしてください。

ア 進学した場合

在学届を入学した学校に提出してください。（学校がまとめて本機構に提出します。）

ただし、大学院奨学生採用候補者（採用候補者決定通知を受領した人）が、大学院に進学した場合は、前に貸与を受けていた奨学生番号を記入した進学届の提出により、在学中は返還期限が猶予されますので在学届を提出する必要はありません。

イ 奨学金を辞退した場合

辞退後も学校に在学している場合は、在学届を提出してください。

引き続き第一種奨学生に採用された場合は在学届を提出する必要はありません。

ウ 借用期間終了後も留年により卒業期が延びた場合

在学届を1年ごとに提出してください。

エ 大学の通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学している場合

在学届を1年ごとに提出してください。

オ 専修学校に入学した場合

専修学校の高等課程又は専門課程で修業年限が2年以上のもののうち、次の分野・学科に入学した場合は在学届を提出してください。

〔在学猶予が認められる分野と学科〕

工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務関係の各分野に属する全学科

服飾・家政、文化・教養分野のうち服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科

注意！

※ 聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等は在学猶予の対象となりません。

15頁（2）「一般猶予」を参照してください。

※ 外国留学のうち、大学・大学院以外の学校、語学学校、大学の語学研修コースに在籍する場合は、15頁（2）「一般猶予」を参照してください。

(2) 一般猶予

下記の事由で約束どおりの返還が困難になった場合、すみやかに返還期限猶予の手続をしてください。

「奨学金返還期限猶予願」〔様式は28頁参照〕には必ず証明書（下記参照）を添付して、返還期日の2ヶ月前までに、本機構（裏表紙参照）に提出してください。証明書等でわからないことがありますたら、本機構にご相談ください。

返還期限猶予願出事由及び添付証明書等一覧

願出の事由	証明書	証明書発行者	猶予期間
災害	罹災証明書	市区町村長 消防署長	1年ごとに願い出る。当該事由が継続する期間。
傷病	診断書等	医師	
生活保護受給中	生活保護受給証明書等	福祉事務所長	
在学猶予に該当しない 外国の学校に在籍又は、 外国の研究所、研究機関において研究に従事するとき	その事実を明らかにする証明書 〔在籍証明書、所属機関の証明書(日本語訳を添付)〕	学校長 所属長	
聴講生、研究生又は専修学校一般課程及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生	在籍証明書等	学校長	1年ごとに願い出る。原則として、5年が限度。
入学（受験）準備中	その事実を明らかにする証明書 〔予備校の在籍証明書、出身学校長又は出身学校担当教諭の証明書等〕	在籍学校長 出身学校長 等	
家族が傷病のとき	医療費用の支払証明及び本人の所得証明書等	医療機関 市区町村長	
失業中	雇用保険受給資格者証の写・離職票等	職業安定所長	
行方不明	旧居住地役場、本籍地役場、連帯保証人又は家族等からの回答文書	市区町村長 連帯保証人又は家族等	
家族が傷病又は本人の失業に準ずる事由による生活困窮のとき	本機構にご相談ください。		

(注) 上記表の家族とは生計を一にする者を言います。

6. 繰上返還

全額又は一部の繰上返還を希望するときは、繰上返還を希望する月の振替日の1か月前までに、何回分を返還するのか、本機構（裏表紙参照）に郵送、電話、FAXで連絡してください。折り返し「繰上返還通知」を送付します。一部繰上返還をした場合、次回以降の返還期日を繰り上げて、返還することになります。〔様式は25頁参照〕

なお、繰上返還をした場合は、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息（11頁参照）はかかりますのでご注意ください。

7. 収還期間（回数）の変更

（1）本機構で複数の奨学金の借用を受けた場合

第二種奨学金のほかに、第一種奨学金の借用を受けた場合など二口以上の返還金がある人は、それぞれの借用金額の合計金額を「奨学金返還年数算出表」（下表参照）の基礎額で割って得た返還年数で返還することができます。返還期間の変更を希望する場合は、初回振替の2か月前に申し出てください。〔様式は26頁参照〕

〔例〕 高等学校で第一種奨学金 612,000円
大学で第二種奨学金 2,400,000円 を借用した場合の返還年数は
 $(612,000 + 2,400,000) \div 170,000\text{円} = 17.7\text{年}$ 17年間となります。

（2）期間短縮をする場合

返還誓約書の返還期間を短縮する場合は、あらかじめ本機構に連絡してください。ただし、延滞した場合は認められません。

奨学金返還年数算出表

（借用金額を基礎額で割って得たものが返還年数です。端数は切捨になります。返還回数は8頁を参照してください。）

借 用 金 額	基礎額
200,000円以下	30,000円
200,100円～400,000円	40,000円
400,100円～500,000円	50,000円
500,100円～600,000円	60,000円
600,100円～700,000円	70,000円
700,100円～900,000円	80,000円
900,100円～1,100,000円	90,000円
1,100,100円～1,300,000円	100,000円
1,300,100円～1,500,000円	110,000円
1,500,100円～1,700,000円	120,000円
1,700,100円～1,900,000円	130,000円
1,900,100円～2,100,000円	140,000円
2,100,100円～2,300,000円	150,000円
2,300,100円～2,500,000円	160,000円
2,500,100円～3,400,000円	170,000円
3,400,100円以上	総額の20分の1

8. 外国からの返還

外国からの送金は、手續が複雑なうえ送金手数料もかなり高額となります。

また、本機構の口座へ入金されるまでにかなりの時間がかかります。

外国に在留している期間の返還については、**外国に行く前に日本国内の金融機関でリレー口座に加入して口座振替ができるようにしておいてください。**

上記の方法が、どうしてもとれない場合は本機構指定の口座（下記参照）に送金してください。

【外国送金の留意点】

ア 外国から送金する場合、送金手数料はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。

イ 振込等に際して、住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参考照記号（reference）として必ず記入してください。

（注）奨学生番号、氏名が確認できませんと入金処理ができません。

ウ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。

エ 入金年月日は、送金日ではなく本機構の口座に入金された日付になります。

【外国から送金する場合の金融機関】

（外国送金専用口座なので、日本国内からの送金はしないでください。）

① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です。）

銀行の振込送金	口座名義	預金種目	振込先銀行（口座番号）
	独立行政法人 日本学生支援機構 返還口	普通預金	三菱東京UFJ銀行 本店 (7640389) (Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL : 03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL : 03-3591-3201

② ゆうちょ銀行への振込送金

ゆうちょ銀行への振込送金	所在地 名称	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 (JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)
	口座番号	00100-6-497 第一種奨学金 00100-4-202 第二種奨学金

③ 外国郵便為替による送金（取り扱わない国もあります。）

現地の郵便局で下記の宛先の外国郵便為替を作成し、奨学生番号は通信欄又は氏名欄に記入して送金してください。（円建送金ができない国もあります。）

外国郵便為替による送金	所在地 名称	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 (JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)
-------------	-----------	---

9. 返還の免除

次の場合、願出により返還を免除することができます。願出用紙は本機構（裏表紙参照）に請求してください。

(1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったときに返還免除を願い出る場合は、下記の書類が必要となります。

- ア 奨学金返還免除願（相続人、連帯保証人連署）
- イ 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書

(2) 精神若しくは身体の障害による免除

精神若しくは身体の障害により返還ができなくなったときに返還免除を願い出る場合は、下記の書類が必要となります。

- ア 奨学金返還免除願（本人、連帯保証人連署）
- イ 返還することができなくなった事情を証する書類（家庭状況書）
- ウ 医師又は歯科医師の診断書（本機構所定の用紙）

III 機関保証制度について

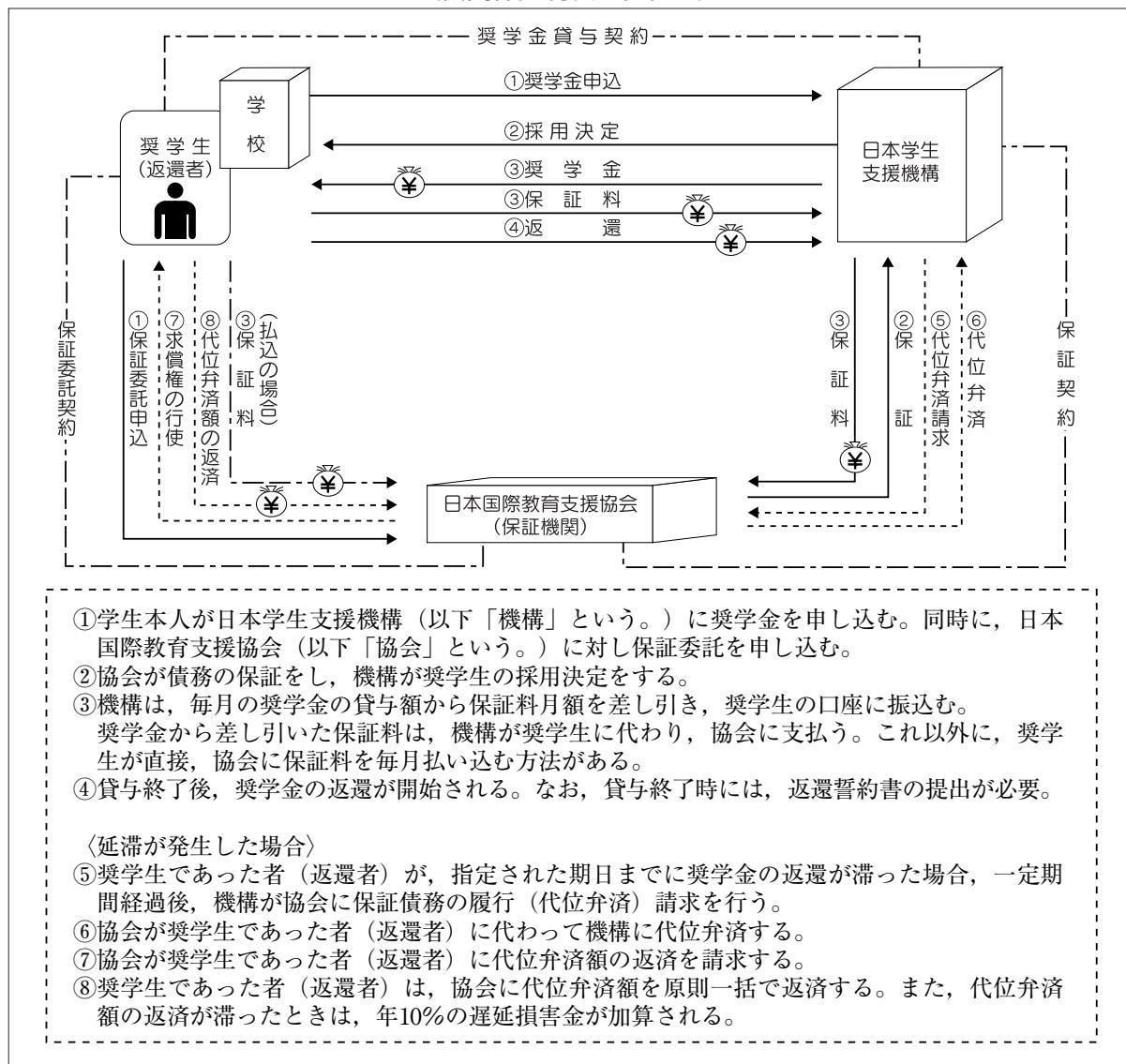
平成16年度以降の採用者より、奨学生事業における新しい保証制度として「機関保証制度」が導入されました。機関保証制度とは、これまでの連帯保証人・保証人（人的保証）に代わって、一定の保証料を保証機関に支払うことにより保証機関の保証を受けることができる制度です。その保証業務は財団法人日本国際教育支援協会が行います。

保証機関の保証を受けても、奨学生はあなた自身が責任をもって返還しなければなりません。

この制度の目的は、意欲と能力のある学生が、経済的に自立し、自らの意思と責任において高等教育機関で学ぶことが出来るようにするものです。

この制度への加入は任意であり、機関保証制度と人的保証制度のどちらを選択するかは学生の自主的判断によることとなります。ただし、高等学校及び専修学校高等課程の生徒は除きます。

〈機関保証制度の仕組み〉



【保証料の返戻】

機関保証加入者で、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

- (1) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (2) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (3) 日本学生支援機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学生振込口座又は返還金自動引落し口座とします。

ただし、死亡による返還免除の場合は、日本学生支援機構に「奨学生返還免除願」を申請した者へお返しすることとなります。

各 種 願 出 用 紙

- 返還保証書（※連帯保証人・保証人）
- 転居・改氏名・勤務先（変更）届
- 連帯保証人変更届
- 保証人変更届
- 繰上返還申込書
- 奨学生返還期間変更願
- 在学届
- 奨学生返還期限猶予願

本機構ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/>

リレー口座を変更する場合は、申込用紙をお送りしますので、本機構（裏表紙参照）に請求してください。

なお、郵送、FAXでの請求の場合は、①奨学生番号、②氏名、③郵便番号、④住所、⑤電話番号を記入（様式自由）の上、本機構までお送りください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

返還保証書（※連帯保証人・保証人）

※どちらかに○をつける

年　月　日

フリガナ 氏名  奨学生との関係

生年月日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

次の者が奨学金の返還を行うことについて、下記1及び2により保証します。

奨学生番号 • • •

借用終了時の学校名

フリガナ

奨学生氏名 生年月日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

1. 現在の資産等の状況について

区分		金額等
資 産 等	現在の所得金額（年収）	千円
	預貯金額	千円
	不動産（評価額）	千円
	その他	千円

(注) 所得金額、預貯金額、不動産については、そのことを証明する書類（源泉徴収票、預貯金残高証明書、登記簿謄本の写し等）を添付してください。

2. 返還計画について

貸与総額	千円
返還期間	年
返還年額	千円

保証期間中のあなたの生活設計及び奨学生が延滞した場合の返還への取組み等について、できるだけ具体的に記述してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

転居・改氏名・勤務先(変更)届

1	本 人	6 5 1 2
5	連帶保証人	6 5 2 2
8	○で囲む 保証人	6 5 3 2

10	奨学生番号	CD
5	記号	
8		X

17	西暦年	月	日
提出日	2	0	

奨学生氏名
氏名

奨学生年月日
大正
昭和
平成
年
月
日

※氏と名の間は1コマあけ、濁点・半濁点は1コマ使用

※改姓を伴うときは、新氏名を記入

25	住所変更をする者の氏名(カタカナ)

※改姓のときのみ旧姓・新漢字氏名を記入

55	旧姓(カタカナ)	新漢字氏名
		氏 ⁶⁰ 名

新 住 所	郵便番号	120	127	都道府県
漢字				
漢字				
自宅電話番号	327			
携帯電話番号	347			
e-mail アドレス	367			

勤務先	漢字	487
電話番号	587	

電話番号は市外局番-局番-番号-内線

※連帯保証人、保証人の転居等の場合も届出ください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、保証人、奨学金事業の業務委託先、居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

08.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

連帯保証人変更届

年　月　日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑証明書（原本）
及び収入に関する証明書を添付の上お届けします。

奨学生番号 • •

借用終了時の学校名

本　人
フリガナ

印

氏　名

住　所（〒　　-　　）

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新連帯保証人
フリガナ

実印

生年月日

本人との続柄

住　所（〒　　-　　）

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧連帯保証人氏名

〈変更理由〉

(注) 連帯保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。
ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、
記入した情報が、保証人、奨学金事業の業務委託先、連帯保証人が居住していた若しくは居住している
市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

08.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧保証人を新保証人に変更しますので、印鑑証明書（原本）を添付の上
お届けします。

奨学生番号 • •

借用終了時の学校名

本 人
フリガナ

印

氏 名

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新保証人
フリガナ

氏 名

実印

生年月日

本人との続柄

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧保証人氏名

〈変更理由〉

(注) 保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。
ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、
記入した情報が、連帯保証人、奨学金事業の業務委託先、保証人が居住していた若しくは居住している
市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

08.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

縁上返還を希望する月の振替日の一ヶ月前までに、連絡してください。

縁上返還申込書

年　月　日

日本学生支援機構理事長 殿

(フリガナ)

奨学生氏名 _____

〒

住所 _____

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

FAX _____

※確認の連絡を取る場合が有りますので、電話番号は必ず記入してください。

_____月振替日に、下記奨学生番号の奨学金縁上返還を希望します。

(縁上返還希望の奨学生番号のみ記入して下さい。)

奨学生番号 (1) _____ ・ _____ (2) _____ ・ _____

※希望する返還①か②に○をつけ、②の場合はAかBに回数又は金額を記入してください。

②のBを希望する場合は、希望金額に近い縁上返還回数を本機構で計算し金額を設定します。

奨学生番号(1)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、 B. _____ 円 (上限)

奨学生番号(2)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、 B. _____ 円 (上限)

縁上返還通知送付先(上記住所と同じ場合は記入不要)

〒

住所 _____

(フリガナ)

氏名 _____

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

奨学金返還期間変更願

年　月　日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間（回数）にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。

奨学生番号	借用金額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ	
氏名	(年 月 日生) 印
住所	〒
電話番号	(自宅) (携帯)
e-mail アドレス	
勤務先名	電話番号

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

08.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※記入の際は、「在学届」記入上の注意（29頁）を参照してください。

データ種別				在 学 届									
1 1	2 3	3 1	4 6										
奨学生番号													
記号				CD									
5 —	8 —	10 —	15 —										
姓(カタカナ)				現在校の入学年月	現在校の卒業予定期								
				西暦年 月	西暦年 月 在学年数								
17 —	— —	— —	— —	28 —	29 —	34 —	3 —						
<p>↑ここから記入</p>				<p>↑西暦の下2桁を記入</p>		<p>↑西暦の下2桁を記入</p>							
借用終了時の学校名													
借用終了年月・事由				年 月分まで受領 満期・辞退・退学・廃止									
該当する場合のみ○で囲む				→ 留年・休学・通信教育・放送大学									
現在校の学籍(学生証)番号													
学校名													
大學		学 部	学科	昼間部	夜間部	学年							
大学院		研究科	専攻	M D D D	C C 医歯 一貫	学年							
専修学校名 (TEL)		学校 高等課程) 専門課程		分野	学科	学年							
				(修業年限	年課程								
高等専門学校・高等学校名				学校		学年							
上記のとおり在学していることを証明します。 年 月 日				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">電話番号(担当者名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">() — —</td> </tr> </table>				電話番号(担当者名)		() — —			
電話番号(担当者名)													
() — —													
学校長名 大学長名				職印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">学校番号</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>			学校番号		区分			
学校番号		区分											
【連絡事項欄】													

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※記入の際は、「奨学金返還期限猶予願」記入上の注意（29頁）を参照してください。

証明書を添付し、返還期日の「ヶ月前までに、願い出てください。」

奨学金返還期限猶予願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生番号 • • 借用終了時の学校名 _____
(猶予を希望する
奨学生番号のみ
記入してください。) • • (奨学金は 年 月分まで受領)
• •

フリガナ _____ 印 _____ 年 月 日 生
氏 名 _____

〒 _____
住 所 _____

電話番号（自宅） _____ (携帯) _____

e-mailアドレス _____

勤務先名 _____ 所属部署 _____

電話番号（内線） _____ () _____

下記のとおり返還期限を猶予していただきたいので、お願いします。

1. 希望の猶予期間

年 月から 年 月まで

2. 事由（該当する事由を選択し、事情を詳しく記入してください）

1 傷病	2 生活保護 受給中	3 入学準備中	4 失業中	5 生活困窮	6 その他 ()
------	---------------	---------	-------	--------	--------------

注意

- ① 願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- ② 電話は本機構から速やかに連絡できるところを記入してください。
- ③ 追加の証明書が必要な場合があります。
- ④ 連帯保証人、保証人の住所等に変更がある場合は、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

「在学届」記入上の注意

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているもののうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

(例) 698 カ 65432

奨 学 生 番 号		
記号		CD
698	カ	65432

(例) 604-04-654321

奨 学 生 番 号		
記号		CD
604	04	654321

2. 借用終了時の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。

3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。
(姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)

(例) 円城寺和子

姓 (カタカナ)		
エ	ン	シ

(例) 青木昭子

姓 (カタカナ)		
ア	オ	キ

4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁（平成の年+88）で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。

5. 在学年数は、次の（1）～（4）のいずれかの年数を記入すること。（1年未満の端数は切り上げる）

- 1年次入学（学士入学を含む）のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数。
- 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数。
- 辞退、廃止などにより在学期間に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数。
- 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。

6. 専修学校については、学校の電話番号（担当者名）及び修業年限も記入すること。

「奨学金返還期限猶予願」記入上の注意

1. 希望の猶予期間は「いつから」「いつまで」希望するか記入すること。

- （1）「いつから」

以下の書類で返還開始年月又は次回返還年月を確認し記入すること。

- 「返還開始のお知らせ」、「振替案内」、「振替不能通知」、「奨学金返還期限猶予終了のお知らせ」、「払込取扱票」等 ※3月貸与終了の人の返還開始は10月からです。
- （2）「いつまで」（原則1年ごとに証明書を添えて願出が必要です。）

1ヶ月単位で希望する年月まで記入すること。

2. 事由については次の該当する事由を選択したうえで詳しく記入すること。

- 傷病により就労出来ず返還が困難な場合……………1 傷病を選択
生活保護受給中で返還が困難な場合……………2 生活保護受給中を選択
入学（受験）準備中で返還が困難な場合……………3 入学準備中を選択
失業中で返還が困難な場合……………4 失業中を選択
就労しているが低収入により返還が困難な場合……………5 生活困窮を選択
上記事由に該当しない場合……………6 その他を選択し（ ）に事由を記入する。

※いずれの場合もその事由を証明する書類を添付してください。（証明書については15頁参照）

下記の「返還のおぼえ」には、返還誓約書を提出する前に返還の明細の内容を必ず記入し、約束した返還の方法を忘れないようにしてください。（返還誓約書の控も貼っておきましょう。）

返還のおぼえ

出身学校名		
奨学生番号		
借用金額	円	円
割賦方法	月賦、月賦・半年賦併用	月賦、月賦・半年賦併用
利 率	%	%
割賦金	円	円
最終割賦金	円	円
返還回数	回	回
1回目返還期日	年 月 日	年 月 日
2回目以降返還期日	日	日
連帯保証人		
保証人		

寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた寄附金を学生支援寄附金として優秀学生顕彰事業をはじめ、次代を担う学生を支援するために活用させていただいております。
本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願ひいたします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。

寄附金についての詳細はホームページをご覧ください。

寄附 日本学生支援機構

検索

<http://www.jasso.go.jp/kouhou/kihukin/>

電話: 03-6743-6011

政策企画部広報課

日本育英会は平成16年3月31日をもって廃止され、奨学金事業は「独立行政法人日本学生支援機構」に移管されました。奨学金の返還者と日本育英会との間の権利義務の一切は、独立行政法人日本学生支援機構にそのまま引き継がれました。

電話による相談・照会先

日本学生支援機構　返還相談センター



0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)

※PHS、一部携帯電話、IP・ひかり電話及び海外からの電話は03-6743-6100をご利用ください。
※返還誓約書についてのご質問は在学する学校へお問い合わせください。

※よくある質問（奨学金Q & A）については、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/henkou/faq.html>) に掲載していますのでご参照ください。

各種願・届・文書の提出・照会先	FAX番号
	返還促進課 03-6743-6676
独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業部 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7	返還免除課 03-6743-6675 〔 ・死亡・心身障害による免除について ・特別免除制度による免除について 〕

なお、奨学金の返還に関する一部の届け出・送付につきましては、本機構の各地方ブロック支部でも受け付けております。詳細は本機構ホームページでご確認ください。

ホームページアドレス
<http://www.jasso.go.jp/>

奨学金

検索

